

令和2年10月理事会議事録

- 1 開催日時 令和2年10月26日（月） 14時59分 ～ 16時13分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者

理 事 長	神 田 裕 二
専 務 理 事	三 好 昌 武
公 益 代 表 理 事	清 谷 哲 朗
同	佐 藤 裕 一
保 険 者 代 表 理 事	木 倉 敬 之
同	鳥 海 孝 治
同	長 尾 健 男
同	北 原 省 治
被 保 険 者 代 表 理 事	木 暮 弘
同	福 田 英 樹
同	安 原 三 紀 子
同	伊 藤 彰 久
診 療 担 当 者 代 表 理 事	猪 口 雄 二
同	松 本 吉 郎
同	松 本 純 一
同	遠 藤 秀 樹
公 益 代 表 監 事	谷 本 忠 和
保 険 者 代 表 監 事	吉 田 雄 彦
被 保 険 者 代 表 監 事	田 中 伸 一
診 療 担 当 者 代 表 監 事	篠 原 彰
常 任 顧 問	助 川 正 博
参 与	安 部 好 弘
- 4 議 題
 - 1 令和2事業年度における予算及び決算（見込）の状況
 - 2 報告事項
 - (1) 認可報告
 - ア 役員選任の認可
 - イ 支払基金定款の一部変更の認可
 - (2) 懲戒処分
 - (3) 第23次審査情報提供（医科）

- (4) コンピュータチェックに関する公開（更新及び試行的公開）
- (5) 基金関係功績者に対する厚生労働大臣表彰
- 3 支払基金改革の進捗状況
審査支払機能の在り方に関する検討会（10月9日開催）
- 4 定例報告
 - (1) 令和2年8月審査分の審査状況
 - (2) 令和2年10月審査分の特別審査委員会取扱状況
 - (3) 令和2年9月理事会議事録の公表

5 議事内容

（理事長）

ただいまから理事会を開催する。

本理事会の議事録署名者として、北原理事、安原理事にお願いする。

また、本日の理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名のうち、全員の出席を確認しているので、支払基金定款第21条第1項に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

議題に入る前に、9月の理事会において保険者代表の理事として選任いただいた木倉敬之氏について、本年10月16日付けをもって厚生労働大臣の認可を受け、本理事会から出席されているので、最初にご挨拶をいただきたいと思います。

（木倉理事挨拶）

（理事長）

それでは、議題に入る。

最初に、「令和2事業年度における予算及び決算（見込）の状況」についてご説明する。

これまで、支払基金では年度途中で決算見込をご報告するということは行っていなかったが、毎月の審査の状況でもご報告しているとおり、今年度は年度初めからの新型コロナウイルス感染の状況の中、医科歯科で言えば、4月で請求件数23.8%、5月では24.7%と請求件数が大きく当初の見込みを下回る状況が続いている。

支払基金の事務取扱費は保険者からいただくレセプト1件当たりの手数料から成り立っているため、請求件数の減少により大きく収入が減少する見

込みとなっている。

本日は、これまでの実績を踏まえて、令和2年度の実績見込と収入減に伴う対応についてご説明をさせていただく。

それでは、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

「令和2事業年度における予算及び決算（見込）の状況」について、令和2年度取扱件数の状況、令和2年度事務費収入の状況及び収入支出見込の状況（収支差見込に対する対応・収入見込予算の内訳・支出見込予算の内訳）を説明。

（理事長）

それでは、ただいまの令和2事業年度の予算及び決算の見込みの状況について、ご質問、ご意見等があればご発言下さい。

（質疑・意見等なし）

先ほど説明者が申し上げたように、今後も請求件数の増減等により必要に応じて、理事会にもご報告させていただきたいというように考えているがよろしいか。

（被保険者代表理事）

事務費収入が減っているということでの対応として、支出の見直しをしていかざるを得ないということは、そうしないと続けていけないわけなのでやむを得ないわけだが、この中には超過勤務手当の減少とか、退職給付引当預金を計上できなくなるということがある。直ちにこれが労働条件の変更にはならないと思うが、これから基金が改革していくという大きな事業を前にして、職員のモチベーションを持ち続けていくということは大切だと思うので、今こういった状況にあるということを、是非職員の皆さん、組合などと共有していただき、対応については同じ方向を向いていくというようなことで、良好な関係を引き続き続けていただくよう、特段にお願いしたいと思う。

（理事長）

ご意見は承った。職員にも繰り返し、機会あるごとに、現状において請求件数がかなり減少しているという状況から、先ほど申し上げた不要不急の支出等については執行停止することを検討するというように申し上げて

いたが、こうした形で手数料収入の見込みをお諮りするのにも理事会で初めてであり、理事会後には各支部にこの情報を共有することになっている。職員にもしっかりと、現在の収支見込についての共有を図っていききたいと思っている。

(診療担当者代表監事)

今回、こういった不測の事態が起こったわけであるが、この収入減に対する対応として、積立金、これは昨年度の剰余金と書いてあるが、こういった事態に対応するための積立金というのが元々どうなっているのか教えていただきたい。

(事務局)

積立金は、簡単に申し上げると、毎年決算で剰余金が出た場合は、その全額を別途積立預金というところに一旦積み立てて、直近の予算に繰り入れるということを繰り返している。

したがって、今は将来にわたっての積立てというよりは、毎年毎年剰余金については2年後にその全額を予算に繰り入れており、こういった不測の事態のために積み立てるといったことは行っていない。今後こういった事態を踏まえて、決算の在り方、積立金の在り方について、保険者の皆様方と相談し適切な対応を考えていきたいと思う。

(診療担当者代表監事)

内部留保金というか、何かのために蓄えているお金はなくて、剰余金が出た時は、次の予算に繰り入れるということをやってきたということか。

(事務局)

そうである。

(診療担当者代表監事)

そこを見直すという考えはないのか。

(理事長)

その点について申し上げますと、3月の末に審査事務集約化計画工程表についてお諮りをして、年度の運営費でいうと令和6年度末の段階で、現行と比べ80億ぐらいの支出削減をするというように審査事務集約化計画工程表でお示ししているが、集約することで一時的な移転の経費やその整備の経費もかかり、また、名古屋や広島など駅から非常に遠い所については、遠距離通勤になる職員の通勤の便ということも考えて、駅に近い所に事務所を

借りることも検討することになっている。そういうことがあると、その敷金、礼金といったようなものや、移転経費など一時的な移転に伴う支出も予想されるので、そういった経費を含めて単年度ということではなく、一定の年度の中で、収支均衡を図るといような考え方を検討していく必要があるのではないかとこのように考えており、そこはまたこれから保険者の皆様、それから理事の皆様にもお諮りをしながら、ご相談しながら検討していきたいというように考えている。

(診療担当者代表監事)

業務経費の削減という中で、システム改修の先送りとある。今、基金改革の中で、システム改修が多分非常に重要であると私は考えていたのだが、こういった形で先送りになるということは、改革そのものも先送りになる可能性があると考えてよいのか。

(理事長)

来年9月に稼働予定の審査支払新システムに必要な経費については、先送りするというようなことはしない。その他で毎年度、個別の必要に応じて改修しているような経費について、どうしても今年度を実施しなければならないというものでなければ、繰延べできるものは繰延べをすることによって、支出を抑制するというものを検討しており、ここに書いてあるような経費の節減をしていくことを現在予定しているということである。

(診療担当者代表監事)

それでは、ここに書いてあるシステム改修というのは、新たな改革のためのシステム改修ではないということによろしいか。

(理事長)

そうである。基本的には、個別のシステムの改修というように理解していただいてよろしいかと思う。

(診療担当者代表監事)

了解した。

(理事長)

他に、ご質問等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

それでは、先ほど申し上げたように、今後とも必要に応じて、この場に決算の見込み等をご報告させていただきたいと思っている。

続いて、報告事項(1)「認可報告」のア「役員選任の認可」については、冒頭でご説明をさせていただいたが、それ以外で資料のスライド12ページをご覧くださいと、イ「支払基金定款の一部変更の認可」について、10月1日付けで認可をされている。

これは今年の6月と9月の理事会で議決されたもので、スライドをご覧くださいと、基本理念の新設や保健医療情報関連業務の追加、そして医療機関等情報化補助業務に係る規定の整備といった9月の理事会で承認されたものと、それから6月の理事会で議決をいただいた支払基金連結情報提供業務の追加についての定款変更について、今回一括して10月1日付けで認可が下りたということである。

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

続いて、報告事項(2)「懲戒処分」についてである。

今般、和歌山支部において発生した懲戒処分の事案について、ご報告をさせていただく。これについては、支払基金の懲戒処分の公表指針において、職務遂行上の行為に係る懲戒処分については公表するという取扱いにしているので、この場において、ご報告をさせていただくものである。

今回の懲戒処分について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「懲戒処分」について、事案の概要（経緯）、被処分者の所属・職務及び処分量定、再発防止策について説明。

(理事長)

ただいまの懲戒処分についてであるが、今回このような不祥事が発生したことを心からお詫び申し上げます。

ただいま説明申し上げたように、今後、もっと早くこうしたことを把握できるハラスメントを許さない風通しの良い職場環境の整備と併せて、ハラスメントに関する研修を独立させて実施をすることによって、再発防止について意識改革を徹底していきたいと考えている。

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(被保険者代表理事)

2点確認をしたい。

今回のこの事案については、この懲戒の処分量定であるが、これは初めてなのかどうか、それとも過去に同じような事案があって、それと相当程度なのかどうかというのがまず1点お伺いしたい。

それと、このようなハラスメントが起きる背景に、なぜこのような事態が発生したのかということについての何らかの見解、組織的ないわゆる業務圧力とか、そういうことの雰囲気がなかったかどうかについて、もし見解があれば教えていただければと思う。

(事務局)

それでは最初に、まず過去にこういったハラスメントに関する内容があったかということであるが、過去に一度あった。その際には、ハラスメントに加えて暴力行為もあったので、処分は解雇ということになっている。

今回の処分についても、就業規則に基づき、一定の処分を定めたということになる。

また、2点目のご質問であるが、なぜこういったことに至ったかというのと、今回は、業務が遅延しているといった事象があった。業務処理の中で資料の作成がなかなか進まないということがあり、それに加えて、その遅延している状況、あるいは作成ができていない状況について、上司、あるいは同僚に対して報告、連絡、相談ができていないということが重なってしまったということが原因となっている。何度注意しても是正されなかったことで、叱責が毎日長時間にわたって繰り返すようなことになってしまったということが、今回のハラスメント行為に至った原因と考えている。

(被保険者代表理事)

原因というのは、なかなか難しいというのは重々承知しているが、業務の遅延が日常的に行われていて、それが支部の段階でしか見えなかったのかという辺りについて、指導の範囲だということの一線を越えたのが常態化したという判断だと思う。この辺りについては、その支部長が業務を遂行するに当たって、遅れていることについて何らかの処置をしようとしたということだと思うが、それが組織的に何をしているんだということで、今度本部も含めて、遅延行為に対して指導するということと、個人のキャラクターに依存して、この人だからやったということに是非ならないように、今後対策していただければと思うので、よろしくお願いします。

(理事長)

ご指摘を踏まえて、今後、再発防止を徹底していきたいと思っている。

(保険者代表理事)

今お話があった処分された方3名についてだが、気になるところは、支部長が停職1か月ということで、大変重たい処分を受けていることである。今、支払基金の改革においては、非常に重要な時期に来ており、これは言うまでもないが、支部長のこういった処分による職員の方への影響が非常に大きいと思う。

先ほどの話では、この現支部長は解任されたということだが、停職の期間というのは、もう新たな支部長の発令はされたのか。それとも、本部の方がこの停職の1か月の間については代行しているのか。

(事務局)

まず、支部長の後任については、11月1日付けをもって、既に次の支部長の配置を予定している。その間については、和歌山支部に今在籍している管理職で、一定の対応をするような取扱いをしている。

加えて、本部としても、必要な支援等はさせていただくと考えている。

(保険者代表理事)

了解した。和歌山支部の管理職の方ということだが、私はやはり本部の方の関わりというか、その辺りのところの管理というのが大変重要なのかなと思う。今お話があったように、11月1日付けで新たな方が見えられるということであれば、なおのことだと思う。再発防止についての徹底というものは、しっかりやっていただきたい。

(理事長)

ご指摘については、承った。

(被保険者代表理事)

この事案がこういう処分に至るまでの経過について、相談窓口が組織の中であって、内部的に対応されたのか、それとも外部の相談機関、例えば弁護士などからの話で対応に至ったのかというところを教えていただきたい。

また、窓口というのは、内部的にはどういうところにあるのかということとを、併せて教えていただきたい。

それから、この事案で大体どれぐらいの期間にわたり言動があって、相談につながり、処分に至ったのか、時間の経過を大まかに教えていただきたい。それが長期間にわたっていれば、ガバナンスとしては適切ではないということにもなると思うし、ここに書いてあるスライド14ページだけだとその経過が見えないので、もう少し丁寧に教えていただきたいと思う。

(事務局)

まず、1点目であるが、私どもが今回これを確認した時点というのはいつかということであるが、8月7日である。それは外部通報窓口からである。ハラスメント関係でこういった窓口を設けており、8月7日に通報があった。その後、調査を行って8月の末、9月1日に加害者、被害者を含めて、事実確認を行ったところである。

このハラスメントが行われていた期間はどの程度かというご質問についてであるが、本人からの申出内容になるが、4月から8月までの期間、この間の4月、5月はそれほど多くないが、6月以降連日のようにということで、本人から記録等の提示をいただいて、懲戒委員会での処分の対応を進めたところである。

(被保険者代表理事)

外部相談窓口というのは、具体的には法律事務所とか、そういったところなのか。

(事務局)

弁護士事務所である。

(被保険者代表理事)

それだけなのか。何か、内部的に通報窓口、相談窓口というのはあるのか。

(事務局)

内部も当然ある。内部は、まさに今回処分の対象となっている支部長ということであり、本来、その責務を担っているのは支部長になっている。

(被保険者代表理事)

複線で講じているということで理解した。

最後に意見なのだが、先ほどの説明では業務の遅延というようなことが、その叱責の理由ということだが、今回も個別の事情とかいろいろあるが、新たにこの業務改革をやっていく中で、また今までやっていなかった仕事とか、他の支部がやっていた仕事も広く見るとか、そういうようなことが求められていく中で、仕事に慣れていないことで遅れてしまうこともあり得ると思う。

そうであれば、研修とか再発防止の中に含まれているとは思いますが、業務遂行に当たっての手順とか、研修などを含めきちんと対応していただくことが、今後、業務の停滞を防ぎ、みんなで取り組む改革ということにつな

がると思うので、そういう意味での再発防止もお願いしたいと思う。

（事務局）

仰るとおり、単なる研修では役に立たないと思っているので、早い段階で、業務処理の遅延にも対応していけるような研修に組み立てていきたいと考えている。

（保険者代表理事）

私の質問も、今、被保険者代表理事が仰ったことと同様の趣旨となるが、明るみに出たきっかけや経緯を踏まえた時、リスクマネジメントを行う上での、要するにセーフティネットが機能していたかどうかを伺いたいと思う。先ほどのご回答でほぼ理解できたが、内部の相談窓口は、支部にあったというふうに今お答えになったが、それを本部に置くというような考えはあるのか。

外部に相談しても、もちろん悪いことはないのだが、極力内部で適切かつ速やかに対応できればそれに越したことはない。通報される方の選択肢があるという意味では外部もあって良いとは思っているのだが、やはりさすがに同じ支部の中では本件を話せないと思うので、そういう意味で、本部の方にこういう内部相談窓口を置かれるような考えがあれば、その辺りについてコメントを頂きたい。

（事務局）

現体制については、本部においても、支部の方から総務厚生部宛てに相談する窓口が用意されている。また、もう一つのルールとして、常勤監事に直接相談していただくものがある。整理すると、支部の窓口、本部の総務厚生部、常勤監事、そして外部は顧問弁護士の弁護士事務所という体制を取っているところである。

（保険者代表理事）

了解した。

（被保険者代表監事）

被処分者の方が処分を納得されているのかどうか。それから、例えば処分に対して不服を申し立てるという仕組みがあるのかないのか。処分をして、指導をして、処分後は適切な業務となるということなのか。それとも、その処分そのものが争いになる可能性はあるのか。

(専務理事)

直接和歌山に行って、この3名に懲戒処分を言い渡した者として、今のご質問に答えさせていただきたいと思う。まず処分に対してどのような印象を持っていたのかというと、意識そのものは3名がどのように持っていたかまでは、直接推し量ることは不可能ではあるが、処分に不服であるということの訴えそのものは、現時点ではまだ出てきていないというところである。現時点は自宅待機という状況なので、そのようにご理解をいただければと思う。

(被保険者代表監事)

了解した。

(保険者代表監事)

懲戒の案件なので、ここまでは処分の話を中心だと思うが、逆にこの長年にわたってパワハラを受けていた、被害者という表現が良いかどうか別にして、こちらの方へのケアの辺りは、今後の組織運営上、非常に重要なものなので、どんなふうに行われているのか、分かる範囲でお答えいただければと思う。

(専務理事)

和歌山に出向いた際に、もちろんこの被害を受けた者に対しても、1対1で話し合いを行った。本人自身も事の発端が自分にあったのではないかとということで自省をしているとのことであった。今後、職務に関してはもう一度心を入れ替えてしっかりと頑張りたいという旨の発言をしていたので、そのように理解している。

本部としては、今度新しく着任する支部長が、11月1日の発令ではあるが、それより前から和歌山の方へ出向くということで、本人も了解をしているので、支部の体制そのものも含めて、立て直しを早急に図りたい。それから本部の側からも、来月の下旬になると思うが、人事担当の理事が和歌山支部の方に出向いて、実際に職員等と話をしてくるという予定を現在組んでいるところである。

(理事長)

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

本日頂いたご意見等を踏まえて、しっかりと再発防止を図っていきたい

というように思っている。

続いて、報告事項(3)「第23次審査情報提供（医科）」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「第23次審査情報提供（医科）」について、新たに情報提供する医薬品6事例を説明。

（理事長）

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

（質疑・意見等なし）

続いて、報告事項(4)「コンピュータチェックに関する公開（更新及び試行的公開）」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「コンピュータチェックに関する公開（更新及び試行的公開）」について、コンピュータチェック公開事例の更新予定日及び更新後の事例数並びに試行的に公開する事例数及びホームページへの掲載方法を説明。

（理事長）

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

（質疑・意見等なし）

次に、報告事項(5)「基金関係功績者に対する厚生労働大臣表彰」についてであるが、お手元の資料のスライド35ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度の厚生労働大臣による基金関係功績者の表彰について、47支部の審査委員74名の方々が表彰を受けた。

被表彰者の内訳については、スライドに記載しているように、審査委員長2名、副審査委員長6名、医療顧問7名、主任審査委員28名、一般審査委員31名となっている。医科歯科別では、医科が61名、歯科13名というようになっている。被表彰者の氏名等については青色のインデックスの資料No.3

のとおりである。

なお、例年、厚生労働省講堂において行われる表彰式については、新型コロナウイルス感染予防の観点から、表彰式そのものは中止となっている。

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

続いて、支払基金改革の進捗状況の「審査支払機能の在り方に関する検討会（10月9日開催）」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「審査支払機能の在り方に関する検討会（10月9日開催）」について、議題及び検討会構成員からの意見、並びに次回開催予定日及びその内容を報告。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(診療担当者代表理事)

このスライドに在宅での審査についての記載があるが、検討されるとうことか。

(事務局)

基金から提出をした資料の31ページ目に、在宅審査の検討といった形で資料を提出させていただいたところである。この資料に記載しているところであり、規制改革実施計画でも課題としていただいているところである。こちらの検討会の議題本体としては、支払機関間の差異解消の取組や、システムの整合的かつ効率的な在り方といったところが中心となっているというように承知をしている。その中で、今、支払基金がどのようなことについて取り組んでいるのか、あるいはどのような問題意識を持っているのかをご披露させていただく場として、第2回目のヒアリングの機会をいただいたということであるので、併せて基金の方から在宅審査についての検討を紹介させていただいたという状況である。

(診療担当者代表理事)

ということは、大変失礼な言い方なのだが、この検討会のメンバーを見ると、医師である方も少ないし、ましてや審査に関わった方というのはほ

とんどおられない中で、例えば、不合理な差異の解消を検討する時に、診療科別のワーキンググループで検討するというものと、この在宅審査とは全く違うものであるという認識を是非言っていただきたい。いわゆる、毎月毎月の審査は、在宅で良いと私は決して思っていないが、それと差異解消のためのワーキンググループや、診療科別以外でも審査委員が集まって検討するというのとは、その意味合いが違うということを是非分かっているようにご説明をお願いしたいと思う。

(事務局)

もとよりしっかりとした審査が行われるということが第一で、その中で基金の改革にも取り組んでおり、その1つの項目として、まさに在宅審査についても検討を行っているという状況である。ご意見を踏まえて、今後検討会の方にも対応していきたいと考えているので、引き続きご指導をお願いする。

(理事長)

他に、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

それでは、定例報告に入りたいと思う。

定例報告(1)「令和2年8月審査分の審査状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----
令和2年8月審査分の審査状況について説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(2)「令和2年10月審査分の特別審査委員会取扱状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----
令和2年10月審査分の特別審査委員会取扱状況について説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(3)「令和2年9月理事会議事録の公表」について報告する。
令和2年9月理事会議事録の公表については、皆様方に議事内容を確認していただいた上で、議事録署名者である鳥海理事、松本純一理事にご署名をいただいているので、速やかに支払基金ホームページに掲載したいと思う。

全体を通して、質疑・意見等があればご発言下さい。

(質疑・意見等なし)

特段、ご質問、ご意見等がないようであれば、本日の理事会はこれをもって閉会とさせていただきます。

次回の理事会については、11月30日の月曜日の午後3時から開催をさせていただきたいと考えている。

令和2年10月26日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 北 原 省 治

被 保 険 者 代 表 理 事 安 原 三 紀 子